

貸付条件の変更等の実施状況(中小企業者)

【表1】

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成29年 6月末	平成29年 9月末	平成29年 12月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,051	3,156	3,267	3,376	3,530	3,627	3,750	3,860	3,947	4,028	4,125	4,215	4,266	4,343	4,432	4,512	4,567	4,616	4,683	4,716
うち、実行に係る貸付債権の数	2,769	2,871	2,977	3,100	3,252	3,326	3,440	3,553	3,649	3,715	3,794	3,887	3,937	3,981	4,079	4,157	4,216	4,258	4,335	4,367
うち、謝絶に係る貸付債権の数	190	202	206	208	212	213	222	223	226	228	247	247	247	249	250	267	268	273	273	273
うち、審査中の貸付債権の数	50	39	40	23	21	42	42	36	21	34	33	17	14	44	34	19	14	16	6	7
うち、取下げに係る貸付債権の数	42	44	44	45	45	46	46	48	51	51	51	64	68	69	69	69	69	69	69	69

【表2】

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成29年 6月末	平成29年 9月末	平成29年 12月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	189,910	192,640	195,283	198,102	202,349	205,390	216,143	219,826	222,713	225,324	231,449	236,377	237,917	241,648	243,669	246,918	248,626	249,388	251,084	251,952
うち、実行に係る貸付債権の額	167,861	170,698	173,011	176,305	180,744	182,135	192,015	196,585	199,700	200,990	205,049	209,374	211,514	212,866	217,464	220,604	222,652	223,341	225,282	226,068
うち、謝絶に係る貸付債権の額	15,067	15,341	15,441	15,723	15,770	15,789	16,113	16,113	16,194	16,227	17,364	17,364	17,364	17,365	17,366	17,412	17,421	17,435	17,435	17,435
うち、審査中の貸付債権の額	1,425	1,043	1,273	516	278	1,880	2,429	1,504	1,145	2,433	3,363	1,857	709	3,085	508	571	223	282	37	119
うち、取下げに係る貸付債権の額	5,555	5,558	5,558	5,558	5,557	5,586	5,586	5,624	5,672	5,672	5,672	7,780	8,328	8,330	8,330	8,330	8,330	8,330	8,330	8,330

注)【表1】【表2】は、平成25年3月31日に期限が到来した「中小企業金融円滑化法」に基づく報告と同様の基準で、平成21年12月4日の同法施行以降、上記各基準日までの貸付条件の変更等の実施状況について累計した計数である。
また、本表の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予(以下「元本の返済猶予等」という。)であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。

貸付条件の変更等の実施状況(住宅資金借入者)

【表3】

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成29年 6月末	平成29年 9月末	平成29年 12月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,936	3,005	3,077	3,121	3,181	3,238	3,282	3,326	3,394	3,464	3,533	3,588	3,646	3,697	3,749	3,801	3,842	3,885	3,926	3,974
うち、実行に係る貸付債権の数	2,797	2,865	2,939	2,981	3,039	3,100	3,148	3,190	3,245	3,323	3,378	3,445	3,495	3,544	3,593	3,652	3,691	3,739	3,775	3,816
うち、謝絶に係る貸付債権の数	90	92	92	93	94	94	94	95	95	96	96	98	100	100	102	103	103	104	104	104
うち、審査中の貸付債権の数	21	19	17	16	17	13	9	10	23	14	27	12	18	20	21	12	14	7	12	18
うち、取下げに係る貸付債権の数	28	29	29	31	31	31	31	31	31	31	32	33	33	33	33	34	34	35	35	36

【表4】

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成29年 6月末	平成29年 9月末	平成29年 12月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	26,553	27,389	27,953	28,177	28,602	29,114	29,572	29,867	30,483	31,015	31,738	32,249	32,697	33,061	33,447	33,883	34,143	34,231	34,525	34,876
うち、実行に係る貸付債権の額	25,120	25,907	26,542	26,739	27,157	27,672	28,180	28,477	28,968	29,580	30,049	30,784	31,195	31,525	31,922	32,427	32,663	32,766	33,069	33,319
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1,024	1,062	1,062	1,070	1,072	1,072	1,072	1,076	1,076	1,082	1,082	1,107	1,122	1,122	1,127	1,138	1,138	1,139	1,139	1,139
うち、審査中の貸付債権の額	179	190	119	133	138	135	85	79	204	116	370	108	129	162	147	65	90	73	64	164
うち、取下げに係る貸付債権の額	229	230	230	235	235	235	235	235	235	235	235	249	249	249	249	252	252	253	253	254

注)【表3】【表4】は、平成25年3月31日に期限が到来した「中小企業金融円滑化法」に基づく報告と同様の基準で、平成21年12月4日の同法施行以降、上記各基準日までの貸付条件の変更等の実施状況について累計した計数である。

また、本表の「貸付けの条件の変更等」とは、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予(以下「元本の返済猶予等」という。)であって、元本の返済猶予等の申込みを行った債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うものをいう。